

都道府県による市町村の「補完」を考える

同志社大学法学部教授
市川 喜 崇

6月17日、第30次地方制度調査会の「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」が提出された。本稿は、この答申の主として後半部に焦点を当て、都道府県による市町村行政の補完について考察するものである。そもそも小規模町村は共同と補完を欲しているのか、いわゆる「西尾私案」後に登場した「垂直補完」論によって補完の用語法に分岐が生じたことの意味、一般的・制度的補完と個別補完の関係などについて論じる。

はじめに

本稿は、都道府県による市町村行政の「補完」について考察するものである。

第30次地方制度調査会（内閣総理大臣の諮問機関：以下「地制調」と略称）は、6月17日、約2年間にわたる審議を終えて「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」をまとめた。タイトルが「及び」で結ばれているところからもわかるように、この答申は、「大都市制度の改革」と「基礎自治体の行政サービス提供体制」の2つの部分より成っている。本稿は、主として、この後者の部分に焦点を当てたものである。

答申後半部の基本認識は以下のようなものである。

今後、人口減少の加速化が予想されるが、そうした中であっても、対人サービスの重要性はますます高まっていく。持続可能なサービス提供体制を維持するために、地方圏においては、圏域の中心的機能を果たすべき都市と近隣自治体による都市機能の「集約とネットワーク化」が求められる。市町村間の広域連携を進めていくために、定住自立圏政策の取組みの一層の促進が必要である。市町村合併の大幅な進捗が期待できない中で、市町村間の連携を進め、また、とりわけ小規模町村に対しては都道府県による補完的役割の一層の発揮が期待されるが、そのためには、事務の共同処理について、これまで以上に柔軟な対応が求められるところであり、また、そのための制度的な対応も必要である。

人口は減る、しかしサービス需要は増えることこそあれ減ることはない、そうした中で合併は進みそうにない、そこで広域連携や「補完」を進めなければならない、そのためには事務の共同処理制度の柔軟な活用やそれを可能にするための制度的対応が求められる、

